

(9) 公益財団法人鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和2年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
17 人	51,595 千円	7,691 千円	18,724 千円	78,010 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

一般職			文化財主事職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
234,046 円	271,819 円	48 歳	392,700 円	496,533 円	54 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒 156,000 円	県の初任給給料表×0.9の額の直近上位の金額を支給
	高校卒 143,000 円	
文化財主事職・ 事務職	大学卒 円	県職員としての発令給料を支給
	高校卒 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
文化財主事・ 事務職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" data-bbox="464 320 1241 488"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.785 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.785 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.430 月分</td> <td>1.570 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 577 831 640">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> [令和2年度実績] <table border="1" data-bbox="464 730 1361 831"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18,724,120 円</td> <td>17 人</td> <td>1,101,419 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.215 月分	0.785 月分	12月期	1.215 月分	0.785 月分	計	2.430 月分	1.570 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	18,724,120 円	17 人	1,101,419 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.215 月分	0.785 月分																	
12月期	1.215 月分	0.785 月分																	
計	2.430 月分	1.570 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
18,724,120 円	17 人	1,101,419 円																	
退職手当	[支給率] <p data-bbox="464 913 1318 992">中小企業退職共済法に基づく制度に加入し、その定められた額（役員、 県退職職員は制度なし。）</p> [令和2年度実績] <p data-bbox="464 1122 967 1155">1人当たり平均支給額 1,947,901円</p>																		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[令和2年度実績] <table border="1" data-bbox="464 1240 1361 1330"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,838,278 円</td> <td>15 人</td> <td>189,219 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	2,838,278 円	15 人	189,219 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
2,838,278 円	15 人	189,219 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	<p>・県の「管理職手当に関する規則」に準ずる。支給対象は調査室長のみ、令和2年度の調査室長は行政職6級以上の者ではなかったため、支給の実績はなし。</p> <p>[令和2年度実績] 該当なし</p>		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	
		ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。		8級：3,500円 9級：支給しない
		イ 子	9,200 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子		1人につき 5,000 円を加算
		[令和2年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,620,000 円	7 人	19,286 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額	
		[令和2年度実績]		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,128,000 円	4 人	23,500 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合	① 通勤手当加算	通勤のための4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなる任命権者が認める公署に勤務する職員に支給 《指定公署》公署及び所在地 (1) 県民ふれあい会館 鳥取市扇町21番地 (1ヶ月あたり 1,000 円を上限とする。)
			② パークアンドライド	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
			オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和2年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	2,105,240 円	16 人	10,965 円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	移動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円+加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。		
		〔令和2年度実績〕 該当なし		

6 役員の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	319,600 円	6月期 1.215 月分	勤勉手当 0.770 月分
		12月期 1.215 月分	勤勉手当 0.770 月分
非常勤評議員	1回 10,200 円	支給なし	
非常勤理事	1回 10,200 円		
非常勤監事（理事会等）	1回 10,200 円		
非常勤監事（監査）	1回 30,000 円		

〔令和2年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,387,806 円	1 人	448,984 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
405,600 円	12 人	2,817 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.785月分	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	県の制度に準じた改正
	12月 期末 1.215月分 勤勉 0.785月分	12月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	

(2) 適用日 令和3年4月1日